

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
平成30年12月20日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 九州(受)第1800209号
厚生局事案番号 : 九州(国)第1800019号

第1 結論

平成5年*月から平成6年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和48年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成5年*月から平成6年3月まで

平成5年*月から平成6年3月までの国民年金保険料について、当時は学生だったので国民年金に加入及び保険料の納付をしなければならないことを知らなかった。数回にわたり納付書が届いたので、平成6年春頃に父が問い合わせをして学生も国民年金保険料を納付しなければならないことを知り、平成6年夏頃に父が会社近くの金融機関で預金を引き出し納付書に現金を添えて一括で納付をしてくれた。私は、その期間に係る国民年金保険料の領収が確認できる書類を父から受け取った記憶がはっきりとある。請求期間について、国民年金保険料の納付済期間に記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間当時、国民年金保険料の収納及び納付記録は、国民年金の記号番号により管理されていたところ、請求者が所持する年金手帳に記載された国民年金の記号番号(*)は、オンライン記録等により、平成6年8月に払い出されたことが推認できる。

一方、国民年金保険料の納付書は、払出日以降の送付となる場所、請求者に対し、別の国民年金の記号番号が払い出された形跡はないことから、A市役所及び社会保険事務所(当時)から請求者に対し、平成6年8月より前に国民年金保険料の納付書が送付されたとは考え難い。

また、A市役所は、請求者の国民年金に関する資料は保管していないと回答している上、日本年金機構に移管されたA市の請求者に係る国民年金保険料の納付状況が確認できる資料には請求期間は未納と記録されている。

このほか、請求者及び請求者の父親が、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。